



あに

編集と発行 秋田県阿仁町役場総務課
印刷所 秋田県阿仁町阿仁合印刷所

No.37号

昭和40年7月30日

(毎月発行)

住みよい
明るい町を
築きましょう

町平和の回復と発展を胸に

佐藤町長二十日に登壇

陽に輝く緑、咲く花、それだけで生きていることのよさを感じずにはいられない。

もしそのうえ欲しいものといつたら明るい平和な町。

ほんとうにそうおもうことがある。みんなの望んでいる美しい郷土はみんなの知恵と協力でつくられるのだ。



新町長佐藤時治氏は二十日早々に登壇。
全町職員に「町の平和の推進こそ私に課せられた使命であり、それが実現の為に協力していただきたい」と云う趣旨の就任のあいさつがあり直ちに町長室に入り、阿仁町百年の計につくむなど着任早々献身的な姿勢で執務しております(就任あいさつ裏面参照)
「写真」新町建設の設計に専念する佐藤町長(左)

佐藤町長の横顔

- ◎早稲田大卒
- ◎元秋田県議会議員
- ◎元旧大阿仁村長
- ◎前阿仁町教育委員長
- ◎阿仁森吉森林組合長
- ◎大阿仁木材興業株式会社社長

年令、六十九才

町内抗争を解消し、町政の安定と平和の為にスロガンに当選。過去においても地元産業振興の為に実行力と人格は広く知られる本町最元老格の人である。

県では今年度から八月二十九日を「県の記念日」と定めました。
この日は旧阿仁町明治四年七月十四日、降藩置県の布告で

◇八月二十九日◇ 秋田県の記念日に

秋田県が設置された日です。この制定の趣旨は秋田県の誕生した日を「県の記念日」とし、このきまつた日を県民がこぞつて記念して一人一人の自治意識を高め豊かな住みよい秋田県を築く

的に開設する事になりました。従つて阿仁町では毎月第三木曜日(八月十九日)開設されます。

相談の内容は次のとおりであり十分に活用される事を希望しています。

- (1)子供の健康相談
- (2)子供の育て方の相談
- (3)日常生活の相談
- (4)家庭内での問題



「家庭の日」を実施しよう

8月は15日です!!

※秋田県では「家庭の日」の作文を募集しています。

皆さんのご家庭で実施した「家庭の日」に関する内容のもので、原稿用紙、四〇〇字詰、小学生は三枚以内、中学生以上は五枚以上応募は一人一編に限ります(一般の方は氏名、年令、性別職業を明記)送先は秋田市山王一番一、秋田県厚生部婦人児童課文係。切は八月三十一日です。

家庭児童相談室

八月十九日開設

このたびは秋田福祉事務所では家庭児童相談室を定期

このたび 計らずも町長に就任することになりました。

当選の晩は速かに町平和の回復を計り町民皆様と共に町の発展につとめ明るい豊かな町の実現に努力するのと公約したのでこの公約を果すため最善の方法を講じたいと思ひます何卒ご協力願ひます。

この機会に施策方針の一端を申述べたいと思ひます。

阿仁町は他の僻遠地の町村同様交通運輸の便が不充分で、そのため産業の開発、文化の向上が遅れ生活の格差が大きかったので、交通機関の整備は、この格差是正の前提であります。

最近鉄道 が比立内まで延び町を従貫する幹線道路も、国道大

促進されるわけであります。この意味から町に於ては関係町村と協力してこれが貫通に努力する積りであります。

広大な民有林野を高度に活用すること、は、当町発展のためには欠くことの出来ない極めて重要なことであります。私は長く森林組合

長として、この林野に杉の植栽を奨励して来ましたが、わが阿仁地方は杉の適地であるから、将来阿仁を杉の産地とすべきであると堅く信じています。

又阿仁町は鉾山の開発によつて生れた町でありますので、この盛衰は同時に町の盛衰に

関はるのであります。私共は常にこの発展を祈つていますが、一時不況に陥り大いに心配したこともありまし

たけれ共、最近古河鉾業所長さんのご意見では、阿仁鉾山は若返え

らせる見込が充分あると聞かされて、大いに意を安んじ喜んでいま

す。町としてはこの発展のために出来る限りの協力をしなければ

町長就任にあたって

佐藤 時 治

館、大曲線に昇格したので、これ等を仙北郡と全通することによつて、袋小路的存在である阿仁町は一躍クローズアップして、先進地の水準に迫ることが出来るのであります。この場合に備え町内の道路網を整備し、町道の改修、町林道の開設を促進し、一方営林局署に働きかけ国有林道の開設延長を期さなければならぬと思ひます。

現在当町内の国有林道は、打当、露熊、マゴ沢、鳥坂の既設林道に続き幸屋、根子の外、基幹林道として河辺郡の和田に通じる緩内林道が工事中と云う具合で大いに延長されています。これ等は町林道と共に、鉄道鷹角線と国道大館大

曲線の培養路線の役割をつとめ大いに産業の発展と文化の向上とが

医療費と保険税の比較

昭和36年度	区分	療養給付費(円)		保険税(円)		割合
		支払額	仲率	賦課額	仲率	
一世帯当り	被保険者一人当り	10,052	100	4,800	100	47.75
		1,755		838		

昭和37年度	"	10,857	108	5,393	112	49.67
		2,115		1,050		

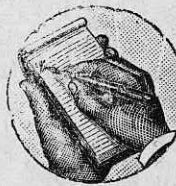
昭和38年度	"	12,557	125	5,269	110	41.96
		2,524		1,059		

昭和39年度	"	17,197	171	7,806	163	45.39
		3,602		1,635		

昭和40年度	"	25,749	256	10,500	219	40.78
		5,722		2,333		

見込

保険税はなぜ高い



「諸物値の高騰に生活の出費はかさむ一方、日に増し生活しにくくなつて折最近特に諸税金より保険税は年々高くなつていく、なぜだろう……。」と云う声に……。

今回はその保険税の概要を係(柴田係長)に伺つて見る事にします。

保険税は一般に高いといわれます、たしかに町民税、国定資産税に比較し高くなつています。

保険税は何故高いのか又何故年々高くなるのか申上げてみたいと思ひます。

保険税はご承知の通り目的税であります。その性格を異にする税であります。

つまり納入された保険税や国からの補助金等で医療費の一部(現在は7割)を患者に代つて町が診療機関へ支払う制度です、従つて医療費が上がることに、ある程度保険税が高くなる要素をもつています。

参考までに左の表をご覧ください。

1.医療費

昭和36年度の一世帯当り医療費10,052円に対し37年度10,857円38年度12,557円39年度17,197円40年度(見込)25,749円と驚異的な増高を示しております。

この原因は、受診率の向上医療単価の引上げのほか昭和38年10月からの世帯主7割給付昭和39年10月からの家族7割給付に係る増も含まれていますが、昭和36年度の医療費を100とした場合昭和40年度に於ける医療費の伸率256即ち昭和40年度は昭和36年度の2.56倍の医療費を町で支払うことになるのです。

2.保険税

一方保険税については昭和36年度一世帯当り4,800円で医療費10,052円の47.75%昭和37年度5,393円で49.67%38年度5,269円で41.96%昭和39年度7,806円で45.39%昭和40年度は10,500円の40.78%に止めたいと考えております。

以上申述べた如く保険税は町で支払う医療費の半額以下に抑え極力町民負担の軽減に努めております。申遅れましたが課税については法律で限度の定めがあり町で支払う医療費の75%までとなつており参考まで申上げますと本年度の場合一世帯当り医療費の支払額が25,749円と推定されますのでその75%、16,737円まで課税出来ることになつています。

溜池や河川敷地の払下げが出来ます

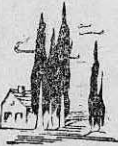
国有財産だった溜池を埋めて水田にしたり、河川敷地を無断で耕作したりしているのが目立つてきました。これらの国有財産を無届けで、使用していても所有権が、自分のものにはなりません。

建設省に埋め立て申請をする自分の所有物件として登記をすることが出来ます。詳しい事は役場土木課にお問合せ下さい。

町議補選には高橋氏が当選

去る十八日町長選と同時に実施された町議会議員補欠選挙では、高橋市郎氏(社前)が当選した。

県営国民宿舎 開設



八幡平大沼ロッジが、県が昨年秋から十和田、八幡平国立公園に建設していた県営国民宿舎「八幡平大沼ロッジ」がこのほど完成し、店開きをしてあります。場所は八幡平後生掛で、大沼を一望の地です。

利用料金は一泊二食付き大人九〇〇円です。

向国民宿舎と云うのは自然公園内の休養地で県民の誰れもが気軽に健全な

【レジャー】

レクリエーションと健康の増進を図る事が出来るようにという目的で建てられた宿舎です。

利用された方は個人でも、家族づれでも、又は職場のグループや団体等でも、気軽に直接宿舎にハガキで申込んで下さい。

和室一四室、洋室、その他ロビー、食堂、大広間浴室等が完備されている近代的宿泊施設です。

県内にはこのほかに駒草(本荘市)さくら荘(大森町)などの国民宿舎があります。その利用方法などは県営の場合とほとんど同じです。

町民登山

森吉町民登山、八月八日詳細申込公民館

悲しい水死事故を

ゼロにしよう!!

警察で啓発!

ことしも県内のあちこちで悲しい事故が起きており、すでに今年に入ってから六月中旬までの間に県内で三十六人が水の犠牲になつております。

昨年の県内の統計を見ると一二人にのぼる犠牲者をだし七月、八月に集中しています。

事故の場所は川が最も多く、ついで用水池、用水路、海沼、の順になつています。町、学校、地域補導団体などでは、町内の危険な場所を調べたり、パトロールを強化したりして事故の防止にあたつておりますが、警

察でも七月、八月を水死事故防止に当る事になつておりこの期間に際し次のように各家庭に呼びかけている

※リーダーとなるべき適任者約五〇名を対象に開催され参加申込は七月三十一日までとなつてゐる。

◎幼児を川や用水堀の近くで遊ばせない。

◎プール以外での水泳にはできるだけ、おとながつく。

◎水に入る前に準備体操をするようにしつけよう。

◎水着、うき袋などには名前をつけよう。

◎あぶない、川や池には、事故が起きないように地域ぐるみで考えよう。

◎水に入る前に準備体操をするようにしつけよう。

少年団体リーダー講習

ことしは大阿仁小で

阿仁町における少年団体の結成を促進し自主的な活動を活発に推進し子ども達の生活を健全に育成する基礎をつくるを目的として毎年実施されている少年団体リーダー講習会は来る八月十

一日より(一泊二日)本年は大阿仁小学校を会場に開催する事に去る二十六日の青少年協議会で決定した。尚参加者は町内全域の小中学生で少年団体のリーダーとなつてゐる者又は今後※

一日より(一泊二日)本年は大阿仁小学校を会場に開催する事に去る二十六日の青少年協議会で決定した。尚参加者は町内全域の小中学生で少年団体のリーダーとなつてゐる者又は今後※

犬の放し飼いをやめよう

六月定例県会で「飼犬取締条例」の一部が改正された。これは最近とくに多くなつた放し飼いや野犬による危害を防ぐため、昭和三十

四年に制定された取締条例を強化したもので改正された主な点は次のとおりである。

①飼主は公衆に危害を加えないように飼犬を飼育管理するとともに、じようぶな綱やくさりでつなぎ、又は犬舎に入れて、けい留することが義務づけられた

②飼主は公衆に危害を加えるおそれのない場所での訓練、犬の運動をさせなければならぬ

ことしは

国勢調査の年です

十月一日



農業だより

一、稲作

葉イモチ病は広範囲に発生が見られます。

よく田圃を見廻つて手早く防除しましょう。イモチの発生が表面に現われなくとも衛生防除を徹底的に行い

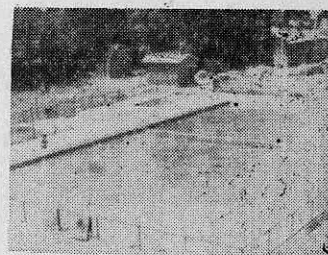
イモチ病の見える田は充分灌水して置きましょう。又出穂前後に高温で乾いた風の

吹く時は稲が白穂になりやすいので充分深水にする様に心掛けましょう。

二、畑作

秋そさいの種子は信用度の高い特性のはつくりした適種を選びましょう。結球白菜は七月二十五日、八月七日頃までの種蒔がのぞましい。本地直蒔は発芽早々キスジノミ虫の被害が見られます。この虫の防除は種蒔時きり土してアルドリッソ剤かBHC剤を少し散布する、肥料は他の作物より多く必要で、結球期頃に肥切れが見られます。それで施

秋つまり大根、大蔵大根、三八大根、高倉大根、改良秋田大根、理想大根等の品種がよいようです。



町営プール使用心得
みなさんのプールですから次のことを良く守つて使用するようご家庭で良くご指導下さい。

- ① 勝手な行動をせず係員の指示に従いましょう。
- ② 衣服、ハキモノはまちがいのないようキチンと整理。
- ③ プールの中では絶対にオシッコをしない。
- ④ プールに入る前にはシャワーでからだを洗う。
- ⑤ トラホーム等の伝染性の病気の人や、心臓の弱い人は入らない。
- ⑥ 交替時間はよく守る(五分入つて十分休む)
- ⑦ 幼児の場合は必ず保護者同伴下さい。